

「取引所外国為替証拠金取引説明書(契約締結前交付書面・注意喚起文書)」新旧対照表

平成29年2月27日

(下線部分変更)

新	旧
<p>取引所外国為替証拠金のリスク等重要説明について <u>証拠金の額がリスクに応じて算定される方式では、東京金融取引所が算定する証拠金基準額及び取引対象である為替の価格に応じて変動しますので、証拠金額の取引所為替証拠金取引の取引金額に対する比率は、常に一定ではありません。(平成29年2月27日から施行)</u></p>	<p>取引所外国為替証拠金のリスク等重要説明について (新設)</p>
<p>(1) 証拠金の計算方法</p> <p>①個人のお客様 <u>取引所における1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額の4%に相当する円価額となります。</u></p> <p>②法人のお客様 <u>取引所における1枚あたりの証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類ごとの想定元本金額に、その時々相場変動に基づいて取引所が算出した比率を乗じて得た円価額となります。</u></p> <p>同一通貨組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。</p> <p><u>証拠金所要額は、建玉数量1枚につき取引所が定める証拠金基準額を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価損益</u></p>	<p>(1) 証拠金の計算方法 (新設)</p> <p><u>証拠金額は、一律方式により計算されます。同一通貨組合せで売建玉と買建玉が両建てとなっている場合は、建玉数量の多い方の建玉に対してのみ証拠金額が計算されます。</u></p> <p><u>一律方式では、建玉数量1枚につき取引所が定める一定の円通貨額を掛けた金額に、建玉の値洗い及び決済による評価</u></p>

新	旧
<p>の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して算出します。</p>	<p>損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額を加算又は減算して証拠金所要額とします。</p>
<p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>お客様の取引証拠金額が維持証拠金額を下回った場合、当社は次の措置を取ることとします。</p> <p>時価評価総額が、必要証拠金の<u>一定割合（個人のお客様の場合は50%、法人のお客様の場合は100%）</u>に相当する円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います（「ロスカットルール」といいます）。</p>	<p>(7) ロスカットの取扱い</p> <p>お客様の取引証拠金額が維持証拠金額を下回った場合、当社は次の措置を取ることとします。</p> <p>時価評価総額が、必要証拠金の<u>50%</u>に相当する円価額を下回った場合、発注中の全注文をキャンセルし、建玉の反対売買を行います（「ロスカットルール」といいます）。</p>
<p>(11) 追加証拠金制度</p> <p><u>※追加証拠金制度は法人のお客様には適用されません。個人のお客様にのみ適用されます。</u></p> <p>①当社は、建玉を保有している個人のお客様に対して、<u>毎営業日（祝日は除く、以下同じ。）</u>の取引終了時（米国標準時間 / 日本時間午前 6：55 米国夏時間 / 日本時間午前 5：55）に値洗いを行い、<u>その時点で時価評価総額が必要証拠金額を下回っている場合には、当該個人のお客様はその差額を上回る額まで追加証拠金を預託する必要があります。</u></p>	<p>(11) 追加証拠金制度 （新設）</p> <p>①当社は、毎営業日<u>（祝日は除く、以下同じ。）</u>建玉を保有している個人口座のお客様に対し取引終了時（米国標準時間 / 日本時間午前 6：55 米国夏時間 / 日本時間午前 5：55）に値洗いを行い、時価評価総額が必要証拠金額を下回っていた場合、お客様は<u>当該基準を上回る額まで追加証拠金の預託をする必要があります。</u></p>
<p>☆課税上の取扱い</p> <p>個人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した利益（手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場</p>	<p>☆益金に係る税金</p> <p>個人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した益金（手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。）は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失と</p>

新	旧
<p>合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した<u>所得</u>は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客様の取引所外国為替証拠金取引について<u>差金等決済</u>を行った場合には、原則として、お客様の住所（<u>所在地</u>）、氏名（<u>法人名</u>）、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>	<p>なる場合は、一定の要件の下、3年間繰り越すことができます。</p> <p>法人が行った取引所外国為替証拠金取引で発生した<u>益金</u>は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。</p> <p>当社は、お客様の取引所外国為替証拠金取引で発生した<u>益金の支払い</u>を行った場合には、原則として、お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当社の所轄税務署長に提出します。</p> <p>詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。</p>
<p>必要証拠金について</p> <p>1枚あたりの必要証拠金は、取引所が定める為替証拠金基準額に等しいものとします。</p> <p><u>(1) 個人のお客様用の為替証拠金基準額</u>は以下の計算式に基づき、算出されます。</p> <p>計算式：為替証拠金基準額＝取引単位（元本金額）×百分率（*）×（5取引日の為替清算価格平均値）</p>	<p>必要証拠金について</p> <p>1枚あたりの必要証拠金は、取引所が定める為替証拠金基準額に等しいものとします。為替証拠金基準額は以下の計算式に基づき、算出されます。</p> <p>計算式：為替証拠金基準額＝取引単位（元本金額）×<u>〇%</u>（*）×（5取引日の為替清算価格平均値）</p>

新	旧
<p><u>(2) 法人のお客様用の為替証拠金基準額は、取引所為替証拠金取引の種類（通貨ペア）ごとに、次に掲げる方法により算出されます。</u></p> <p><u>①週の最終取引日に係る付合せ時間帯の開始時が属する暦日を算出基準日とし、一の算出基準日の属する週から遡る8週間及び104週間（いずれも当該週を含む。）における各取引日について、一の取引日の為替清算価格を当該一の取引日の前取引日の為替清算価格で除した数値を算出します。</u></p> <p><u>②①で得られた当該8週間及び104週間の各数値について、それぞれ自然対数をとります。</u></p> <p><u>③②で得られた当該8週間及び104週間の数値の標準偏差をとります。</u></p> <p><u>④③で得られた当該8週間及び104週間の各数値に、それぞれ2.33を乗じます（片側信頼水準99%とするため）。</u></p> <p><u>⑤取引所為替証拠金取引の種類ごとの元本金額に対して、④により得られた当該8週間及び104週間の各数値をそれぞれ乗じて得た額を、取引所が定める外国為替相場（5取引日の為替清算価格平均値）により円貨額に換算し、端数金額を10円単位に切り上げます。</u></p> <p><u>⑥⑤で得られた当該8週間及び104週間の額のうち、大きい方の額を法人のお客様用の為替証拠金基準額とします。</u></p>	<p>(新設)</p>

以上

平成 29 年 2 月 27 日
(下線部分変更)

「くりっく 365 取引ルール」新旧対照表

くりっく 365 取引ルール (法人)

新	旧
<p><u>証拠金</u> <u>1.必要証拠金</u> <u>東京金融取引所が定める為替証拠金基準額 (法人用) に取引枚数を乗じたもの (証拠金率は相場動向により毎週末に変更されます)</u> <u>※東京金融取引所公表の為替証拠金基準額は東京金融取引所の HP (リンク先: https://www.click365.jp/service/service02.html) でご確認ください。</u> <u>※くりっく 365 取引口座を開設済みのお客様は、会員ページ【365FX】 - 【余力確認】より取引単位当たりの必要証拠金をご確認いただけます。</u> <u>※両建時の必要証拠金額 (注文中証拠金及び拘束証拠金も同様) は、買建玉と売建玉を比較して、金額が多い方の建玉を拘束します。(買建玉と売建玉が同数量の場合は、どちらか一方の建玉に対して必要証拠金を拘束します。)</u> <u>※同一通貨ペアであっても「くりっく 365」と「くりっく</u></p>	<p><u>必要証拠金</u> <u>東京金融取引所が定める為替証拠金基準額に同じ</u> <u>※くりっく 365 取引口座を開設済みのお客様は、会員ページ【365FX】 - 【余力確認】よりご確認ください。</u> <u>※両建時の必要証拠金額は、買建玉と売建玉を比較して、金額が多い方の建玉を拘束します。(買建玉と売建玉が同数量の場合は、どちらか一方の建玉に対して必要証拠金を拘束します。)</u> <u>※同一通貨ペアであっても「くりっく 365」と「くりっく 365 ラージ」は銘柄が異なるため、それぞれ個別に計算し</u></p>

365 ラージ」は銘柄が異なるため、それぞれ個別に計算します。

2.注文中証拠金

未約定の新規注文により拘束されている証拠金

3 拘束証拠金

建玉と新規注文のために拘束される必要証拠金額

必要証拠金 + 注文中証拠金 で計算されます。

4.証拠金維持率

時価評価総額が必要証拠金に対してどの程度の割合かを示す値

時価評価総額 ÷ 拘束証拠金 で計算されます。

追加証拠金

法人のお客様は追加証拠金制度の対象外となります。

ロスカット・ロスカットアラート

ロスカット：証拠金維持率が 100%を下回ったとき。

ロスカットアラート：証拠金維持率が 150%を下回ったとき。

ます。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロスカット・ロスカットアラート

ロスカット：証拠金維持率が 50%を下回ったとき。

ロスカットアラート：証拠金維持率が 100%を下回ったとき。

(新設)

<p>拘束証拠金不足 <u>時価評価総額が取引終了時点で翌営業日基準での拘束証拠金額(必要証拠金と注文中証拠金の合計額)を下回っていた場合、全ての新規注文を取消しいたします。</u> <u>新規注文の取消が完了するまでの間、新規注文を制限します。</u></p>	
---	--

くりっく 365 取引ルール (個人)

新	旧
<p>拘束証拠金不足 <u>時価評価総額が取引終了時点で翌営業日基準での拘束証拠金額(必要証拠金と注文中証拠金の合計額)を下回っていた場合、全ての新規注文を取消しいたします。</u> <u>新規注文の取消が完了するまでの間、新規注文を制限します。</u></p>	<p>(新設)</p>

※個人については「証拠金」の説明も明確にしております。